

ロシアのかたち(11)

What forms Russia and Russian?

松嶋 希会*

本ニュースレターが発行される頃には、世界中を混乱に陥れている新型コロナウイルス感染が収束していることを願っているが、次にはコロナ不況が襲ってくることは必至である。ロシアでは、合法か否かはさておき、4月から大量の解雇が発生しており、今後も収入減少や失業に苦慮する人が増えることは間違いない。負債を抱えて破産せざるをえない人も増えるだろう。もともと、個人の破産免責の件数は、2017年で3万弱、2018年で4万強、2019年で6万8980件と増加傾向にあるが、潜在的な破産者(50万ルーブル(約73万円)以上の債務の返済を3ヶ月遅滞しているという申立要件を満たす者)は、2019年11月時点でも100万人以上いるという。

ソ連崩壊後は、一般個人に与信がなく個人倒産制度の必要性は低かったため、ロシアで、個人の倒産制度が運用され始めたのは2015年10月と比較的最近である。プーチン大統領が就任する2000年頃まで、脱税のため給与の一部が帳簿外で渡され従業員の公の給与額が低く個人与信がつかなかった。一つの契機は2001年税制改革だろう。改革で社会保障税の税率は逆累進的となり、個人所得税率は一律13%となった。社会保障税は申告給与額に基づき雇用主が全額負担するので、給与全額を申告した場合、雇用企業には、全体の税効率が改善するメリットがあった。従業員としても税負担が激増することではなく、一方で給与全額を公に証明でき、金融機関などから信用を得やすくなるというメリットがあった。個人の銀行借入は、特にリーマンショック後から2倍・3倍に増えたが、消費者の自殺が深刻な社会・経済の問題となり始めた。2012年には、個人の倒産制度や、自殺に対する銀行や債権回収業者の刑事責任の導入までも議論されるようになったが、法制化には至らな

かった。しかし、2014年の石油価格・ルーブル為替の暴落を機に、個人の倒産(破産免責および債務整理)の法制が整備され、2015年10月に運用が開始された。

個人の倒産制度の運用においての近時の問題は、破産し免責を受けたくとも、裁判手続費用を払えるだけの資力がない者が多いことであった。モスクワでの申立てには、少なくとも20万ルーブルほどが必要といわれている。そこで、2019年9月以降、国会において、申立人は手続費用を負担せず、裁判所ではなく倒産管財人に破産を申し立て、倒産管財人の判断で破産免責の法的効果を認める裁判外破産手続が審議されている(倒産管財人へは、管財人団体が積み立てる基金から少額の報酬が払われる)。申立要件として負債、所得や預金の金額上限などが設定されている。負債総額の上限は、当初案では70万ルーブルであったが、50万ルーブルに減額する案が出されている。裁判外破産手続の導入は2020年秋とも2021年春ともいわれているが審議が遅れている。

個人の破産免責を容易にする法改正が進んでいたが、新型コロナウイルス感染拡大の経済対策として、2020年4月初めに、金融機関への負債返済を6ヶ月間停止できる制度が導入されている。しかし、この返済停止制度は、例えば、消費者ローンについては負債額が25万ルーブル以下(一般個人)または30万ルーブル以下(個人事業者)でなければ利用できない。住宅ローンについては負債額上限が低額すぎるとしてすぐに引き上げられたが、消費者ローンについてはかかる議論はされておらず、個人の破産に影響があるのかは不明である。